

江南市いじめ防止基本方針(案)

見え消し版

平成28年3月

江南市

(改訂 平成30年3年)

(改訂 令和 7年4月)

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第2 いじめの定義	2
第3 関係者の責務	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	5
第4 江南市・教育委員会としての取組	6
(1) 江南市いじめ・不登校対策協議会	6
(2) インターネット上の、いじめに対する対策の推進	6
(3) 広報・啓発活動	6
第5 学校としての取組	6
第6 重大事態への対処	7
(1) 学校及び市・教育委員会の対応	7
(2) 市長による調査と措置	8
○ 重大事態発生時の組織的な対応フロー図	10
【参考1】いじめ防止対策推進法	11
【参考2】江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱	21
【参考3】江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例	23

はじめに

すべての児童生徒は、かけがいのない存在であり、社会の宝である。いつの時代も、児童生徒が健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の創造に向けて最も大切なことである。

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。江南市では、いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題であるにとらえ、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識のもと、日頃から児童生徒理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応するよう、いじめ問題の克服に向けて取り組んできた。

こうした中、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、いじめの防止に対する、学校、家庭及び行政の役割と責任が明確となった。

江南市においても、法第12条の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、いじめ防止等(「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針(以下「江南市いじめ防止基本方針」という。)を策定した。

なお、平成30年3月に、文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針の改訂の通知を受け、学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意すること等を改訂した。その後、令和6年8月の文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン(以下、ガイドライン)の改訂を受け、改めて本方針を見直し、改訂することとした。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、すべての児童生徒が安全かつ安心して、学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努め、児童生徒の健全育成及びいじめのない児童生徒社会の実現を目指す。

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童生徒に関わる問題である。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめ防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校風土をつくることが大切である。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、警察、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。

第2 いじめの定義

「いじめ」については、法第2条において、以下のように定められている。
江南市においても、法の定義を踏まえていじめの問題をとらえるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- (2) いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や通学団、部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の

仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒の何らかの人間関係がある状態を指す。

（４）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、物を隠される、衣服を脱がされる、いやなことを無理矢理させられることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（５）いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

第３ 関係者の責務

本市では、児童生徒のいじめ防止等に関わるすべての関係者が連携して取組の充実を図る。

（１）いじめの未然防止

① 市・教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していく。

② 教育委員会は、市ＰＴＡ連絡協議会との連携を図り、児童生徒の健全育成に関わる様々な取組を積極的に行う。

③ 学校は、学級会、全校児童生徒総会などを通して、児童生徒が自らの力で問題を見出し、解決する力を伸ばすよう努める。

- ④ 学校は、学び合う授業づくりや支え合う人間関係を構築する活動を通して、全ての児童生徒が教職員や友人と信頼し合える人間関係の間に信頼関係を育み、[REDACTED]づくりに努める。
- ⑤ 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒同士の人間関係をつくる力・コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- ⑥ 保護者は、児童生徒の教育において第一義的責任を有するものであり、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められる。
- ⑦ 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待される。そのため、地域、学校、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、家庭が協働して、児童生徒のさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要である。

（２）いじめの早期発見

- ① 教育委員会は、県から配置されているスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、市内全小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図り、相談活動を行う。
- ② 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。
- ③ 学校は、定期的に調査を実施し、教育相談活動を充実させ、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努める。また、アンケート等の調査用紙は、３年間保存することとする。

- ④ 学校は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）やスクールガードボランティアなどの地域の組織と連携して、児童生徒の様子を多くの目で見守る中で情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ 市は、少年センターに相談窓口を設置するとともに、学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応する。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に行う。
- ⑥ 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、児童生徒をいじめから守るための、あるいは児童生徒にいじめをさせないための適切な対応を、学校、関係機関等と連携して行うよう努める。

（３）いじめに対する措置

- ① 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応し、校内に設置している「いじめ防止対策組織」において当該いじめに係る情報を共有する。また、「いじめ防止対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ② 市・教育委員会は、委託しているスクールロイヤーとの相談を随時行えるようにし、いじめの対応や問題の解決に向けて、学校に対して指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援する。
- ③ 保護者は、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められる。

第4 江南市・教育委員会としての取組

市・教育委員会は、江南市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、警察、関係機関等が連携して、いじめの防止等の対策を総合的に推進する。

(1) 江南市いじめ・不登校対策協議会

教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめ問題・不登校問題を総合的、根本的に検討し、その防止や指導に努め、たくましく生き抜くことのできる児童・生徒の育成を図ることを目的として、「江南市いじめ・不登校対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(2) インターネット上の、いじめに対する対策の推進

教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、学校の教育活動において、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努める。

(3) 広報・啓発活動

教育委員会は、どんな小さいいじめも見逃さないという観点から、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う。

第5 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する(法第13条)。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について、法第22条に基づいて、すべての学校に設置されている学校いじめ対策組織(以下、対策組織)を中心に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

第6 重大事態への対処

重大事態については、法第28条第1項に以下のように定められている。江南市においても、これを踏まえて対処するものとする。また、調査すべき調査項目については、ガイドラインに基づいて行う。

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを指す。

（1）学校及び市・教育委員会の対応

① 児童生徒・保護者から申立てがあった場合は、学校および教育委員会
は重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

①② 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をする。

②③ 市長は、必要に応じて、総合教育会議を招集する。

③④ 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その調査を行う主体や調査組織について判断する。

④⑤ 学校が主体として調査を行う場合は、校内に設置している「いじめ防止対策組織」を母体とする。して調査を行う。教育委員会は、学校の調査について指導・助言を行う。

⑤⑥ 教育委員会が主体として調査を行う場合、教育委員会の指示の基で協議会教育委員会の職員のほか、必要に応じて弁護士等の専門家が参画した組織（以下、教育委員会等方式）または、法第14条3項に基づく江南市いじめ専門委員会（以下、専門委員会）が調査を行う。

⑥⑦ これらの調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）である。よってこれらの調査は、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市・教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

⑦⑧ 当該調査に関係する児童生徒及び保護者に対し、調査目的や調査の進め方について予め説明し、共通理解を図りながら進められるようにする。
また、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

⑧⑨ 調査の結果については、教育委員会が学校、教育委員会等方式協議会または専門委員会の報告に基づいて市長に報告する。

⑨⑩ 市長が再調査は必要ないと認めた場合には、教育委員会は、学校に必要な応じた措置を講ずる。

（２）市長による再調査と措置

① 市長は、学校や、教育委員会等方式または協議会専門委員会が行った調査の報告を受け、再度、調査（以下「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、付属機関を設けるなどして法第30条第2項に基づき江南市いじめ問題調査委員会により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。

② 再調査を行った場合、法第30条第3項に基づき個人のプライバシー
に対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告する
(法第30条第3項)。

③ 再調査を行った場合は、調査報告に基づき、市長は、学校または教育委
員会に必要に応じた措置を講ずる。

○ 重大事態発生時の組織的な対応フロー図

(別紙)

【参考1】いじめ防止対策推進法

(別紙)

【参考2】江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(別紙)

江南市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 3 月

江南市

(改訂 平成 3 0 年 3 月)

(改訂 令和 7 年 4 月)

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第2 いじめの定義	2
第3 関係者の責務	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	5
第4 江南市・教育委員会としての取組	6
(1) 江南市いじめ・不登校対策協議会	6
(2) インターネット上の、いじめに対する対策の推進	6
(3) 広報・啓発活動	6
第5 学校としての取組	6
第6 重大事態への対処	7
(1) 学校及び市・教育委員会の対応	7
(2) 市長による調査と措置	8
○ 重大事態発生時の組織的な対応フロー図	10
【参考1】いじめ防止対策推進法	11
【参考2】江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱	21
【参考3】江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例	23

はじめに

すべての児童生徒は、かけがいのない存在であり、社会の宝である。いつの時代も、児童生徒が健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の創造に向けて最も大切なことである。

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。江南市では、いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題であるにとらえ、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識のもと、日頃から児童生徒理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応するよう、いじめ問題の克服に向けて取り組んできた。

こうした中、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、いじめの防止に対する、学校、家庭及び行政の役割と責任が明確となった。

江南市においても、法第12条の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針（以下「江南市いじめ防止基本方針」という。）を策定した。

なお、平成30年3月に、文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針の改訂の通知をうけ、学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意すること等を改訂した。その後、令和6年8月の文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン（以下、ガイドライン）の改訂をうけ、改めて本方針を見直し、改訂することとした。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、すべての児童生徒が安全かつ安心して、学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努め、児童生徒の健全育成及びいじめのない児童生徒社会の実現を目指す。

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童生徒に関わる問題である。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめ防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校風土をつくることが大切である。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、警察、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。

第2 いじめの定義

「いじめ」については、法第2条において、以下のように定められている。
江南市においても、法の定義を踏まえていじめの問題をとらえるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- (2) いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や通学団、部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の

仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒の何らかの人間関係がある状態を指す。

（４）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、物を隠される、衣服を脱がされる、いやなことを無理矢理させられることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（５）いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

第３ 関係者の責務

本市では、児童生徒のいじめ防止等に関わるすべての関係者が連携して取組の充実を図る。

（１）いじめの未然防止

- ① 市・教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していく。
- ② 教育委員会は、市ＰＴＡ連絡協議会との連携を図り、児童生徒の健全育成に関わる様々な取組を積極的に行う。
- ③ 学校は、学級会、全校児童生徒総会などを通して、児童生徒が自らの力で問題を見出し、解決する力を伸ばすよう努める。

- ④ 学校は、学び合う授業づくりや支え合う人間関係を構築する活動を通して、全ての児童生徒が教職員や友人と信頼し合える人間関係づくりに努める。
- ⑤ 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒同士の人間関係をつくる力・コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- ⑥ 保護者は、児童生徒の教育において第一義的責任を有するものであり、自他の命を大切に作る心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められる。
- ⑦ 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待される。そのため、地域、学校、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、家庭が協働して、児童生徒のさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要である。

（２）いじめの早期発見

- ① 教育委員会は、県から配置されているスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、市内全小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図り、相談活動を行う。
- ② 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。
- ③ 学校は、定期的に調査を実施し、教育相談活動を充実させ、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努める。また、アンケート等の調査用紙は、３年間保存することとする。

- ④ 学校は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）やスクールガードボランティアなどの地域の組織と連携して、児童生徒の様子を多くの目で見守る中で情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ 市は、少年センターに相談窓口を設置するとともに、学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応する。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に行う。
- ⑥ 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、児童生徒をいじめから守るための、あるいは児童生徒にいじめをさせないための適切な対応を、学校、関係機関等と連携して行うよう努める。

（３）いじめに対する措置

- ① 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応し、校内に設置している「いじめ防止対策組織」において当該いじめに係る情報を共有する。また、「いじめ防止対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ② 市・教育委員会は、委託しているスクールロイヤーとの相談を随時行えるようにし、いじめの対応や問題の解決に向けて、学校に対して指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援する。
- ③ 保護者は、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められる。

第4 江南市・教育委員会としての取組

市・教育委員会は、江南市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、警察、関係機関等が連携して、いじめの防止等の対策を総合的に推進する。

(1) 江南市いじめ・不登校対策協議会

教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめ問題・不登校を総合的、根本的に検討し、その防止や指導に努め、たくましく生き抜くことのできる児童・生徒の育成を図ることを目的として、「江南市いじめ・不登校対策協議会」を設置する。

(2) インターネット上の、いじめに対する対策の推進

教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、学校の教育活動において、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努める。

(3) 広報・啓発活動

教育委員会は、どんな小さいいじめも見逃さないという観点から、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う。

第5 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する(法第13条)。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について、法第22条に基づいて、すべての学校に設置されている学校いじめ対策組織(以下、対策組織)を中心に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

第6 重大事態への対処

重大事態については、法第28条第1項に以下のように定められている。江南市においても、これを踏まえて対処するものとする。また、調査すべき調査項目については、ガイドラインに基づいて行う。

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間3.0日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

（1）学校及び市・教育委員会の対応

- ① 児童生徒・保護者から申立てがあった場合は、学校および教育委員会は重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- ② 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をする。
- ③ 市長は、必要に応じて、総合教育会議を招集する。
- ④ 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その調査を行う主体や調査組織について判断する。
- ⑤ 学校が主体として調査を行う場合は、校内に設置している対策組織を母体とする。教育委員会は、学校の調査について指導・助言を行う。
- ⑥ 教育委員会が主体として調査を行う場合、教育委員会の職員のほか、必要に応じて弁護士等の専門家が参画した組織（以下、教育委員会等方式）

または、法第14条3項に基づく江南市いじめ専門委員会（以下、専門委員会）が調査を行う。

- ⑦ これらの調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）である。よってこれらの調査は、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市・教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ⑧ 当該調査に関係する児童生徒及び保護者に対し、調査目的や調査の進め方について予め説明し、共通理解を図りながら進められるようにする。また、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。
- ⑨ 調査の結果については、教育委員会が学校、教育委員会等方式または専門委員会の報告に基づいて市長に報告する。
- ⑩ 市長が再調査は必要ないと認めた場合には、教育委員会は、学校に必要な応じた措置を講ずる。

（2）市長による再調査

- ① 市長は、学校、教育委員会等方式または専門委員会が行った調査の報告を受け、再度、調査（以下「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、法第30条第2項に基づき江南市いじめ問題調査委員会により、再調査を行うことができる。
- ② 再調査を行った場合、法第30条第3項に基づき個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告する
- ③ 再調査を行った場合は、調査報告に基づき、市長は、学校または教育委員会に必要な応じた措置を講ずる。

○ 重大事態発生時の組織的な対応フロー図

(別紙)

【参考１】いじめ防止対策推進法

(別紙)

【参考２】江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(別紙)

【参考３】江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例

(別紙)

重大事態発生時の組織的な対応フロー図



